第１号様式（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　練馬区立美術館および練馬区立石神井公園ふるさと文化館

所蔵資料の画像データ利用申込書

　練馬区立美術館長　 殿

事業所名称

〒

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者(職・氏名)

電話番号

練馬区立美術館および練馬区立石神井公園ふるさと文化館所蔵資料の画像データ利用について、つぎのとおり申し込みます。

なお、利用に当たり、要綱第３条の各号に定めるいずれの者にも該当しません。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用資料  （資料番号） | 画像データ名等 | 所蔵先 | 希望媒体 |
|  | □美術館  □石神井公園　　ふるさと文化館 | □デジタルデータ  □フィルム  □プリント  □その他(撮影等) |
| 利用目的 | （できるだけ具体的に利用目的・方法等をご記入ください。） | | |
| 利用内容等 | □制作物、部数  □販売価格  □発売日  □制作物見本の提出予定日　( 年　　月　　日) | | |
| 改変(部分利用等)の有無 |  | | |
| 利用期間 | 年　　　月　　　日　　　　　～　　　　　年　　　月　　　日  (　画像データ等の受取希望日　　　　年　　　月　　　日　) | | |
| 担当者名 | 電話番号　　　　　　　　　( )  E-mailアドレス・FAX | | |

【参考】ねり魅でdeデザイン事業(練馬区文化芸術資料活用事業)実施要綱

第３条　画像データを商業用途で利用できる者は、この要綱の目的に沿った利用を行うことができる者とする。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を除く。

1. 所得税または特別区民税を滞納している者
2. 練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和61年４月１日練総経発第394号）に基づき、区から指名停止措置を受けている者

⑶　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項において、風俗営業と規定されるものおよびこれに類似すると区が認めたものを業とする者

⑷　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第１項において、貸金業と規定されるものおよびこれに類似すると区が認めたものを業とする者

⑸　たばこ製造業者ならびにたばこ製品の卸売業者および輸入業者（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナーの向上のための広告」等は除く。）

⑹　ギャンブルに係るものを業とする者(区が出資しているものを除く。)

⑺　法律の定めのない医療類似行為を行う者

⑻　占いまたは運勢判断に関するものを業とする者

⑼　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第２条第２項において、探偵業と規定される業を行う団体およびこれに類似すると区が認めたものを業とする者

⑽　特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第１項において、連鎖販売取引と規定されるものを業とする者

⑾　債権の取立て、示談の引受け等を業とする団体およびこれに類似すると区が認めたものを業とする者

⑿　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者

⒀　破産者または民事再生法（平成11年法律第225号）および会社更生法（平成14年法律第154号）等により更正または再生手続を開始している者

　⒁　不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している団体およびそのおそれがあると区が認めた者

　⒂　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第２条第２号において、インターネット異性紹介事業と規定されるものを業とする者

　⒃　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条において、暴力団および暴力団員と規定されるものまたはこれらのものの威圧を利用し、または維持、運営等に協力し、もしくはこれらに関与している者

　⒄　区の事業の円滑な運営に支障をきたすと判断される者

　⒅　国、地方公共団体等行政機関からの行政指導を受け、その指導内容について改善がなされていない者

　⒆　営業の実態等を確認することができない者

　⒇　前各号に掲げるもののほか、各種法令に違反し、またはそのおそれがあると区が認めた団体および区が不適当と認める者

第１号様式（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　練馬区立美術館および練馬区立石神井公園ふるさと文化館

所蔵資料の画像データ利用申込書

　練馬区立石神井公園ふるさと文化館長　 殿

事業所名称

〒

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者(職・氏名)

電話番号

練馬区立美術館および練馬区立石神井公園ふるさと文化館所蔵資料の画像データ利用について、つぎのとおり申し込みます。

なお、利用に当たり、要綱第３条の各号に定めるいずれの者にも該当しません。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用資料  （資料番号） | 画像データ名等 | 所蔵先 | 希望媒体 |
|  | □美術館  □石神井公園　　ふるさと文化館 | □デジタルデータ  □フィルム  □プリント  □その他(撮影等) |
| 利用目的 | （できるだけ具体的に利用目的・方法等をご記入ください。） | | |
| 利用内容等 | □制作物、部数  □販売価格  □発売日  □制作物見本の提出予定日　( 年　　月　　日) | | |
| 改変(部分利用等)の有無 |  | | |
| 利用期間 | 年　　　月　　　日　　　　　～　　　　　年　　　月　　　日  (　画像データ等の受取希望日　　　　年　　　月　　　日　) | | |
| 担当者名 | 電話番号　　　　　　　　　( )  E-mailアドレス・FAX | | |

【参考】ねり魅でdeデザイン事業(練馬区文化芸術資料活用事業)実施要綱

第３条　画像データを商業用途で利用できる者は、この要綱の目的に沿った利用を行うことができる者とする。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を除く。

1. 所得税または特別区民税を滞納している者
2. 練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和61年４月１日練総経発第394号）に基づき、区から指名停止措置を受けている者

⑶　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項において、風俗営業と規定されるものおよびこれに類似すると区が認めたものを業とする者

⑷　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第１項において、貸金業と規定されるものおよびこれに類似すると区が認めたものを業とする者

⑸　たばこ製造業者ならびにたばこ製品の卸売業者および輸入業者（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナーの向上のための広告」等は除く。）

⑹　ギャンブルに係るものを業とする者(区が出資しているものを除く。)

⑺　法律の定めのない医療類似行為を行う者

⑻　占いまたは運勢判断に関するものを業とする者

⑼　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第２条第２項において、探偵業と規定される業を行う団体およびこれに類似すると区が認めたものを業とする者

⑽　特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第１項において、連鎖販売取引と規定されるものを業とする者

⑾　債権の取立て、示談の引受け等を業とする団体およびこれに類似すると区が認めたものを業とする者

⑿　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者

⒀　破産者または民事再生法（平成11年法律第225号）および会社更生法（平成14年法律第154号）等により更正または再生手続を開始している者

　⒁　不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している団体およびそのおそれがあると区が認めた者

　⒂　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第２条第２号において、インターネット異性紹介事業と規定されるものを業とする者

　⒃　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条において、暴力団および暴力団員と規定されるものまたはこれらのものの威圧を利用し、または維持、運営等に協力し、もしくはこれらに関与している者

　⒄　区の事業の円滑な運営に支障をきたすと判断される者

　⒅　国、地方公共団体等行政機関からの行政指導を受け、その指導内容について改善がなされていない者

　⒆　営業の実態等を確認することができない者

　⒇　前各号に掲げるもののほか、各種法令に違反し、またはそのおそれがあると区が認めた団体および区が不適当と認める者